

法律相談のご案内

遺言

相続

離婚

不動産

交通事故

金銭トラブル

刑事

労働

債務整理

その他各種相談

☎049-299-5068

受付時間：平日9:00～18:00

ご相談を希望される方はお電話でご予約ください。
左記受付時間外でも対応できる場合があります。
法律相談は30分につき5000円(税別)となります。
本日よりをご持参いただいた場合、初回のみ相談無料となります。



『誰に相談したらいいのだろう?』
と困った時は、お早めにご相談ください!



アクセス



川越元町法律事務所

〒350-0062 埼玉県川越市元町一丁目9番19

電話 049-299-5068

FAX 049-299-5072

URL <http://www.kawagoemotomatilawoffice.com>

川越元町法律事務所 検索

■ 電車でお越しの場合

東武東上線 [川越駅] 東口の東武バス乗り場から
[札の辻] または [市役所前] 停留所下車
西武新宿線 [本川越駅] 東口の東武バス乗り場から
[札の辻] または [市役所前] 停留所下車

■ 車でお越しの場合

川越市役所より蔵造り商店街方面
事務所の裏等の提携コインパーキング(らくだプラザ)あり



川越元町法律事務所

Vol. 9 2025年1月発行



事務所
だより

巻頭あいさつ

巻頭の写真は、小田原市にある江之浦測候所の「夏至光遙拝100メートルギャラリー」。ここでは、広大な敷地内に、設立者のアートコレクションや自身の作品がちりばめられているアート施設です。その一角にあるこのギャラリーは、夏至の朝、100メートルのガラスの廊下の先に、海から昇る太陽がちょうど浮かび上がるように設計されています。

この施設の設立者は、「天空のなかで自身の場所を確認する」という古代人によるアートの起源に立ち返って、このような天体運動をモチーフにしたアート作品を作ったそうです。アート作品に詳しくなくとも、このガラスの廊下に立ち、その先に浮かび上がる夏至の日の出を想像すると、何とも言えぬ感情が沸き上がります。広い宇宙を前にすると、足元がぐらつきそうになることもあるけれど、日の出が見えれば自分の立っている方角が分かる、時間が進んでいることを感じる、太陽からエネルギーを受けとって生きていることを実感できる、そんな不思議な体験でした。

トラブルの渦中にいるとき、今どういう状況なのか、どこへ進んだらいいか分からなくなることがあります。そんな時、現在の状況を整理し、進むべき道の指針が分かれば、きっと前に進む力が生まれてくるはず。私たち弁護士は、太陽のように全ての人に方角を示すことはできません。しかし、皆さんのお困りごとに、一緒に進むべき道を探し、その道を進めるよう、少しでも力になりたいと、このギャラリーに立って改めて感じました。

弁護士

埼玉弁護士会
弁護士 中山 達人
弁護士 大塩 慧
弁護士 井上 拓耶

発行元

川越元町法律事務所
〒350-0062
埼玉県川越市元町一丁目9番19



ホームページは
こちらから!



弁護士
中山 達人
Nakayama Tatsuhito



「9」

事務所だよりも9号目に突入しました。「9」といえば、野球は9人でやるスポーツです。昨年は大谷翔平選手が大活躍しました。普段は日本の野球しか見ませんが、大谷選手が出場する試合にくぎ付けになってしまいました。怪我が心配ですが、今年も元気にやってくれることを期待しています。

他方で、我が東京ヤクルトスワローズは、昨年は残念な結果となってしまいました。こちらは、怪我でお休みの選手が多く、なかなかベストメンバーがそろいませんでした。今年みんな元気に頑張ってもらえると期待しています。

我々の仕事は、基本的に自分一人で受けている以上、誰かに任せることはできないので、体調を崩して休むということは避けなければなりません。最近衰えを感じていますが、ここらでもう一度鍛えなおして今年も頑張っていきたいと思います。



弁護士
井上 拓耶
Inoue Takuya



晴釣雨読

仕事や子育てに追われ、どこかゆとりがないと感じることが増えてきた去年の夏ごろ、小学生の息子が突然釣りをしてみたいと言い出しました。小学生のときは大好きで日が暮れるまで近くの川で釣りをしたなあ、などと昔のことを思い出しつつ、重い腰を上げて、釣りを始めてみることにしました。

昔の記憶を頼りに二人分の釣り道具を揃え、土曜日の午前3時に息子を起こして車で防波堤へ。なんとか準備をして釣りを始めてみると、20センチ前後の豆アジが釣れること、釣れること。日が昇りきるまでの数時間で30匹くらいも釣れ、気持ちもゆったりできた大満足の一日でした。

何かと忙しい毎日ですが、晴耕雨読ではなく、晴釣雨読の精神を忘れず、心穏やかに過ごせる時間をなくさないようにしたいと思います。

2024年度上半期の朝ドラ「虎に翼」の寅ちゃん(主人公の愛称)にハマりました。世間の“当たり前”に「はて？」と素朴に疑問をぶつける姿は、小気味がいい!

劇中では、性別、人種、身分、性的思考、そして被爆者、様々な差別に関するテーマを織り交ぜながら、通底するのは「法の下での平等」と「個人の尊重」。朝ドラとしては“お堅い”との意見もあったようです。しかし、寅ちゃんが、周囲のあれこれに自ら首を突っ込んでぶつかりながら、誰かの声に耳を傾け、痛みを思いを馳せる姿はとても魅力的で、寅ちゃんがもつ人間愛の表れなのだと思います。

お堅く受け止められがちな法の下での平等や個人の尊重とは、他者を思い、尊重し、理解しようすること、そういう身近なことにあるのだと教えてくれます。

寅ちゃんの人間愛に触れる



弁護士
大塩 慧
Oshio Kei



パートやアルバイトと呼ばれる短時間労働者に対しては、正社員と同様の雇用のルールが適用されるでしょうか。正社員よりも適用されるルールは緩やかなのでしょうか。

実は、会社と従業員との法律上の関係は、パート・アルバイトと正社員でほとんど変わりはありません。また要件の違いはありますが、基本的にはパート・アルバイトにも労働関係の法律(労働基準法、雇用保険法、労災保険法、育児・介護休暇法、最低賃金法など)で定められたルールは適用されます。

それではどのようにパート・アルバイトに雇用のルールが適用されるでしょうか。

割増賃金(残業手当、深夜手当)は、アルバイトにも正社員と同じルールが適用されます。所定労働時間を超えて働いた従業員に対しては、割増賃金を支払わなければなりません。

有給休暇も同様であり、雇用形態にかかわらず、パート・アルバイトにも一定の条件を満たしていれば付与する必要があります。具体的にはパート・アルバイトでも、半年以上継続的に勤務していること、所定労働日数の8割以上出勤しているという要件を満たしている場合には、必ず法律で定められた日数の有給休暇を付与しなければなりません。

雇用のルールも、正社員と同様に適用され、就業規則・労働契約書などで明示された解雇事由に該当し、かつ手続的要件を満たした場合に限り、解雇は有効となります。ただし解雇事由が、「客観的に合理性を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」には解雇が無効とされます。

労災保険は、雇用期間や労働時間に関係なく、1日だけの短期アルバイトも含めて全ての従業員が対象となり、雇用保険は、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、1年以上引き続き雇用されると見込まれるパート・アルバイトは対象になります。

産前産後休業制度は、雇用形態にかかわらず、全ての女性を対象として認められ、育児休業制度は、雇用形態にかかわらず、また男女の区別もなく、一定の条件のもとで認められています。ただし、あくまでも休むことを理由に解雇されないことが制度のポイントであり、産休育休手当が支給されるかどうかは会社によって異なるので注意が必要です。

以上のとおり、パート・アルバイトに対しても、基本的には正社員と同様に雇用のルールが適用されます。このことの理解の相違により、雇用主とパート・アルバイトの間でトラブルが生じることが多くあります。雇用主の方も、パート・アルバイトの方も、雇用関係に不安を感じた場合は、トラブルが発生してしまう前に、まずは弁護士にご相談ください。



事務所コラム

パート・アルバイトに雇用のルールは適用されるのか!?

事務局からのご挨拶

事務所ではいくつか植物を育てています。その中のひとつに蘭があるのですが、定期的に花を咲かせてくれるものの全体的に傾いており、このままで良いものか?と思いつつ、そのままになっています。今からスツと真っ直ぐに……というわけにもいかないでしょうが、窮屈そうな状態を解消するためにも今年は植え替えチャレンジ頑張ってみようと思います。

